# 審議会等の会議録

会議の名称	平成29年度第3回座間市公営企業運営審議会				
開催日時	平成30年1月22日(月)13時30分~15時15分				
開催場所	座間市役所3階 3-1会議室				
出席者	飛田昭委員、中野幸子委員、井村健太郎委員、森繁委員、窪博之委員、芥 川とよ子委員、西村佳裕委員、西海愛子委員、大谷勝也委員				
事務局	上下水道局長、参事兼経営総務課長、水道施設課長、下水道施設課長、経営総務課経営係長、経営総務課経理係長、経営総務課料金係長、経営総務課経営係主任、経営総務課経営係主事、経営総務課料金係主事、水道施設課管理係主事				
公開の可否	■公開 □一部公開 □非公開	傍聴人数	0人		
非公開・一部 公開とした理由					
議題	<ul> <li>・前回審議会での質問に対する回答</li> <li>・算定期間について</li> <li>・「水道料金算定要領」と「下水道使用料算定の手引き」について</li> <li>・総括原価及び料金体系について</li> <li>・浴場用の料金改定について</li> <li>・水道料金以外の収入について</li> </ul>				
資料の名称	【当日配布資料】 ・会議次第 ・料金算定、総括原価、料金体系に関する資料 ・同規模事業体の水道料金と下水道使用料に関する資料 ・財政計画に関する資料 ・水道利用加入金に関する資料 ・平成29年度版 座間市公営企業概要				
会議の内容	1 開会、定足数の確認	•			

#### 2 議事

# (1) 前回審議会での質問に対する回答

・第2回審議会において質問のあった同規模事業体の水道料金と下水道使 用料について事務局より回答を行った。

#### 【委員】

水道事業と公共下水道事業とで、同規模事業体が違うのはどういう理 由か。

# 【事務局】

公共下水道事業に関しては、平成29年4月1日時点で神奈川県内の 半数以上の事業体がまだ地方公営企業法を適用していない状況です。ま た、水道事業に関しては、近隣の市町村は神奈川県(企業庁)が給水し ており、市町村単位で独自の運営をしている事業体が少ないことが理由 に挙げられます。

#### 【委員】

公共下水道事業の同規模事業体に関して、神奈川県の中で茅ヶ崎市が 座間市に一番近いとのことですが、この次に近い市町村はどこでしょう か。

#### 【事務局】

調べて報告させていただきます。

・下水道使用料の改定経過に対して回答を行った。

#### 【委員】

平成28年度に下水道使用料の値上げを実施しましたが、3年間では、6億円の財源不足になるということでしょうか。

#### 【事務局】

一般会計からの繰入金がそれだけ必要ということです。

#### 【委員】

値上げしていなかったら、財源不足は12億円になっていたということでしょうか。

#### 【事務局】

そのように想定しておりました。このことについては、平成26年度 及び平成27年度の座間市公共下水道事業運営審議会において、下水道 使用料の改定を実施しない場合は、平成28年度以降の3年間で、一般 会計から約12億円の繰入金がないと事業運営が出来ないことを示し ました。この約12億円の繰入金を解消すべく、審議していただいたところ、一度に解消しようとすると市民の負担が大きいと考えられたため、一定の改定率を決めていただきました。

#### 【委員】

16.02%値上げしたことによって、6億円の財源不足に抑えられたということでしょうか。

# 【事務局】

平成28年度からは地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式(複式簿記)に変わりましたが、平成28年度決算では、財政シミュレーションで示した金額と同程度の下水道使用料収入がありました。

# (2) 算定期間について

#### 【議長】

前回の審議会において事務局から算定期間のあり方について説明がありましたが、改めて概要を説明していただき、算定期間を決定したいと思います。事務局より説明願います。

#### 【事務局】

適切な料金水準を算定し、料金表を確定するには、算定期間を決定し、その期間内の料金収入及び総括原価を算定します。その後、料金体系等を決定し料金表を確定します。審議を進めるにあたり、平成31年以降の財政シミュレーションを委員の皆様にご提示する必要があり、財政シミュレーションを作成する算定期間について、了承をいただきたいと考えています。

#### 【委員】

平成26年度の公共下水道事業運営審議会では、算定期間を3年間としましたが、算定期間を5年間にした場合、値上げをする場合は大幅な値上げとなり、また、値上げをしない場合、少なくとも5年間は値上げできないということになりませんか。

# 【事務局】

平成26年度に座間市公共下水道事業運営審議会に諮問し審議を行った下水道使用料の見直しの際、算定期間を3年間に設定してご審議いただきました。審議を経て、下水道使用料を平成28年度に改定し、その後1年間事業経営を行い、その結果として平成28年度決算は確定しました。しかし、平成29年度は、年度中であり決算内容はまだ確定し

ていません。このため、算定期間を3年間で行った場合、決算データが 少ないため、もう少し長く算定期間をとる必要があると考えます。また、 平成26年度に策定した座間市下水道中期ビジョン及び座間市水道事 業経営プランにおいて、10年間の財政シミュレーションを作成してお り、その期間が残り5年となっていますので、算定期間をこの5年に合 わせることも必要と考えます。

その他として全国の事業体においても、算定期間を5年間としている ところが多く見受けられます。

----- 委員全員、算定期間5年間で了承。 -----

#### 【議長】

水道料金及び下水道使用料における算定期間を5年間とし、財政シミュレーションを作成することを了承します。

# (3) 「水道料金算定要領」と「下水道使用料算定の手引き」について 【議長】

「水道料金算定要領」と「下水道使用料算定の手引き」について事務局より説明願います。

# 【事務局】

地方公営企業法では、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とされていることから、本審議会では、具体的な算定方法が記載されている、水道料金については、「日本水道協会」から発行されている「水道料金算定要領」、下水道使用料については、日本下水道協会から発行されている「下水道使用料算定の手引き」を使用したいと考えています。今後、審議会での資料作成にあたり、本審議会で使用することについて了承していただきたくお願いするものです。

#### 【議長】

質疑が無いようですので、水道料金及び下水道使用料の算定に当たっては、「水道料金算定要領」及び「下水道使用料算定の手引き」を使用することを了承してよろしいか。

———— 委員全員、了承。 ———

# (4) 総括原価及び料金体系について

・事務局より総括原価及び料金体系について説明を行った。

#### 【委員】

給水費用について、需要家費、固定費及び変動費の割合はどの位でしょうか。

#### 【事務局】

割合については計算をする必要があるため、次回以降に回答させていただきます。水道料金及び下水道使用料の算定方法について、法律上の定めはありませんが、算定方法は、日本水道協会から「水道料金改定業務の手引き」が、日本下水道協会から「下水道使用料算定の基本的考え方」がそれぞれ発行されており、座間市ではそれらに従い水道料金及び下水道使用料を検討しています。そして、現行の料金で5年間の財政シミュレーションを行い、公共下水道事業であれば一般会計からの補助金があるのは好ましくないということも踏まえた財政目標を設定し、その目標を達成するために複数のシミュレーションを用意します。

#### 【委員】

地方公営企業は独立採算が原則とのことですが、補助金を何年以内にゼロにしなければならないなど、法律上の定めはありますか。

# 【事務局】

何年以内にゼロにしなければならないといった法の規定は特にありません。地方財政法及び地方公営企業法では、「経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない」とあり、地方公営企業は独立採算で経営しなければなりません。しかし、現在、公共下水道事業では一般会計から補助金を頂いています。独立採算で事業経営を行う地方公営企業として、一般会計からの補助金を解消するよう、経営努力を図っていきたいと思います。

#### 【委員】

地方公営企業になっても、公共下水道事業には一般会計からの補助金があるのでしょうか。

#### 【事務局】

あります。なお、事業の執行においては事業費等の減額に努めていま す。

#### 【委員】

それは一般会計からの補助金があっても問題ないということでしょ

うか。

#### 【事務局】

地方公営企業は、法の規定に基づき独立採算で経営しなければなりません。資金が足りないことを理由に、自助努力なしに一般会計からの補助金を受けていくことは適正ではないと考えます。

# (5) 浴場用の料金改定について

# 【議長】

浴場用の料金改定について、事務局より説明願います。

# 【事務局】

公衆浴場入浴料金は、都道府県知事により統制額を指定されているため、公衆浴場入浴料金で営業している普通公衆浴場に関しては、通常の使用料より低廉にしなければなりません。公衆浴場の水道料金、下水道使用料の取扱いについては、各自治体の判断に任せられています。そのため、公衆浴場に係る水道料金、下水道使用料に配慮している自治体がほとんどです。前回の審議会で配布した資料を参考に浴場用の料金を改定する必要があるかどうか検討願います。

#### 【委員】

対象事業所が2事業所しかないため値上げをしても、収支に対する影響はあまり大きくないと思います。2事業所の内1事業所は、自ら汲み上げた地下水で営業しています。座間市に水道料金及び下水道使用料を支払っているのは残りの1事業所となるのでしょうか。

#### 【事務局】

水道料金に関しては1事業所ですが、双方とも公共下水道に接続しているため、下水道使用料は2事業所からお支払いいただいています。

# 【委員】

水道料金を支払っている浴場は、1ヶ月にどの位の金額を支払っていますか。

# 【事務局】

水道料金は年間 4 5 0 m で 4 8, 6 0 0 円、下水道使用料は年間 1 0, 6 1 9 m で 9 1, 7 3 6 円です。

# 【議長】

他に質疑はありませんか。無いようであれば、浴場用の水道料金、下 水道使用料については据え置きとしてよろしいか。

 委員全員.	据え置きで了承。

# (6) 水道料金以外の収入について

・事務局より、水道料金以外の収入について説明を行った。

# 【委員】

水道利用加入金については、改定や廃止を行うと影響が大きいと思います。

# 【事務局】

平成28年度決算では、水道利用加入金は営業外収益として約1億5 千万円の収入となっています。次回以降の審議会で、財政シミュレーションを提示しますので、その中で水道利用加入金は、検討していただきたいと考えています。

# 4 その他

次回の審議会の開催については、2月26日(月)午後1時30分から 行うこととなりました。

# 5 閉会